113
15. 4. 21
小郡三井医師会

福県医発第１３２号（保）
平成１５年　４月１８日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師
会　長　関　原　敬次郎

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の
申請に要する診断書作成等のための費用について（依頼）

生活保護法による医療扶助における被保護者の場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用として、結核予防法第３４条の公費負担申請の場合に準じて算定した額（現行２，０００円）以内の額が、医療機関の請求に基づき支払われておりましたが、厚生労働省社会・援護局長通知及び厚生労働省社会・援護局保護課長通知の一部改正に伴い、平成１５年４月１日から３，０００円以内の額が支払われることとなった旨、福岡県保健福祉部監査保護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

丸山

医療

１５監保第３２号の２
平成１５年４月１０日

福岡県医師会長　殿

福岡県保健福祉部監査保護課長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の申請に要する診断書作成等のための費用について（依頼）

生活保護法による医療扶助につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、被保護者の場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用として、結核予防法３４条の公費負担申請の場合に準じて算定した額（現行２，０００円）以内の額を医療機関の御請求に基づきお支払いしていたところですが、別添写しのとおり厚生労働省社会・援護局長通知及び厚生労働省社会・援護局保護課長通知が一部改正されたことにより、平成１５年４月１日から３，０００円以内の額をお支払いすることとなりましたので、貴会員及び関係機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

福岡県医師会
受
15. 4. 14
会付
32

社援発第0328010号
平成１５年３月２８日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による医療扶助運営要領について」
の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成１５年４月１日から適用することとしたので、了知の上、医療扶助の実施に遺漏なきを期されたい。

別　紙

新　旧　対　照　表

（生活保護法による医療扶助運営要領について
（昭和３６年９月３０日　社発第７２７号　厚生省社会局長通知））

改　正　後	現　行
第２　医療扶助運営体制	第２　医療扶助運営体制
１　都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係	１　都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係
（４）医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。） ア　審議事項 （イ）　精神疾患入院要否判定 （ウ）　結核、精神疾患以外の傷病による入院要否の判定	（４）医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。） ア　審議事項 （イ）　精神病入院要否判定 （ウ）　結核、精神病以外の傷病による入院要否の判定
２　福祉事務所関係	２　福祉事務所関係
（６）手続書類 エ　精神疾患入院要否意見書（様式第１６号）	（６）手続書類 エ　精神病入院要否意見書（様式第１６号）
第３　医療扶助実施方式	第３　医療扶助実施方式
１　医療扶助の申請	１　医療扶助の申請
（３）各給付要否意見書の発行 ア　医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書、結核入院要否意見書、精神疾患入院要否意見書又は保護変更申請書（傷病届）・（老人）訪問看護要否意見書（以下「医療要否意見書等」という。）に福祉事務	（３）各給付要否意見書の発行 ア　医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書、結核入院要否意見書、精神病入院要否意見書又は保護変更申請書（傷病届）・（老人）訪問看護要否意見書（以下「医療要否意見書等」という。）に福祉事務所

改　正　後	現　行
所又は町村の担当員が必要事項を記載の上、申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長**又は**町村長に提出するよう指導して発行するものとすること。	又は町村の担当員が必要事項を記載の上、申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長**または**町村長に提出するよう指導して発行するものとすること。
2　医療扶助の決定	2　医療扶助の決定
（1）決定の際の留意事項 ウ　入院等に関する都道府県本庁に対する技術的助言の求め 一般入院要否判定基準、訪問看護要否判定基準及び老人訪問看護要否判定基準並びに結核医療取扱要領**及び精神医療**取扱要領に基づく判定の結果、入院等の要否についてなお疑義のある場合は都道府県知事に技術的な助言を求めること。 また、福祉事務所の所在する都道府県等の区域外にある医療機関に患者を委託する場合の医療機関の選定について疑義がある場合も同様とすること。	（1）決定の際の留意事項 ウ　入院等に関する都道府県本庁に対する技術的助言の求め 一般入院要否判定基準、訪問看護要否判定基準及び老人訪問看護要否判定基準並びに結核医療取扱要領**および精神病医療**取扱要領に基づく判定の結果、入院等の要否についてなお疑義のある場合は都道府県知事に技術的な助言を求めること。 また、福祉事務所の所在する都道府県等の区域外にある医療機関に患者を委託する場合の医療機関の選定について疑義がある場合も同様とすること。
9　移送の給付	9　移送の給付
（2）移送給付方針および移送費 ア　給付方針 （ア）　入院、転院、退院、通院、検診命令による受診又は外泊（病院長が**精神疾患**等入院患者の治療効果を判定するために、当該患者を一時外泊させてその病状の経過を観察することが適当で	（2）移送給付方針および移送費 ア　給付方針 （ア）　入院、転院、退院、通院、検診命令による受診又は外泊（病院長が**精神病**等入院患者の治療効果を判定するために、当該患者を一時外泊させてその病状の経過を観察することが適当であ

改　正　後	現　　行
あると認めた場合に限る。）に伴う移送のための交通費（付添、供血又は死体腎若しくは骨髄の移植を必要とする真にやむを得ない事情があるときは、付添人、供血者又は腎摘出若しくは骨髄移植のため派遣された医師についても認められること。）	ると認めた場合に限る。）に伴う移送のための交通費（付添、供血又は死体腎若しくは骨髄の移植を必要とする真にやむを得ない事情があるときは、付添人、供血者又は腎摘出若しくは骨髄移植のため派遣された医師についても認められること。）
第８　精神医療取扱要領	第８　精神病医療取扱要領
精神医療については、一般の取扱いによるほか、次によること。	精神病医療については、一般の取扱いによるほか、次によること。
１　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続	１　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神病医療の取扱手続
２　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の対象となる精神医療の取扱手続	２　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３２条の公費負担の対象となる精神病医療の取扱手続
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　（１）の申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用については、３，０００円以内の額を、医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えないこと。	
（３）　（略）	（２）　（略）
（４）　（略）	（３）　（略）

改　正　後	現　行
3　精神疾患入退院取扱要領	3　精神病入退院取扱要領
（1）　福祉事務所長は、医療扶助による精神疾患に係る患者の入院を決定しようとするときは、指定医療機関に対して精神疾患入院要否意見書の提出を求めること。 なお、この取扱いは、新規の医療扶助による入院、入院外医療扶助の変更による入院および入院医療扶助の継続の場合のすべてに適用するものであること。 また、入院医療扶助の継続の場合は、当該入院の決定時から６箇月（６箇月の範囲内において、都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。（2）において同じ。）が期間を定めた場合には当該期間）又は（3）によって福祉事務所長が定めた期間ごとに精神疾患入院要否意見書の提出を求めること。	（1）　福祉事務所長は、医療扶助による精神病患者の入院を決定しようとするときは、指定医療機関に対して精神病入院要否意見書の提出を求めること。 なお、この取扱いは、新規の医療扶助による入院、入院外医療扶助の変更による入院および入院医療扶助の継続の場合のすべてに適用するものであること。 また、入院医療扶助の継続の場合は、当該入院の決定時から６箇月（６箇月の範囲内において、都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。（2）において同じ。）が期間を定めた場合には当該期間）又は（3）によって福祉事務所長が定めた期間ごとに精神病入院要否意見書の提出を求めること。
（2）　（1）による精神疾患入院要否意見書を受理した福祉事務所長は、当該意見書を審査し、入院の要否について疑義があると認められるものについては、都道府県知事に技術的な助言を求め、その結果に基づいて入院の要否を決定すること。 なお、この協議にあたっては精神疾患入院要否意見書のほか、精神疾患入院要否判定補助カード（様式第１０号）を整備のうえ、これを添付すること。	（2）　（1）による精神病入院要否意見書を受理した福祉事務所長は、当該意見書を審査し、入院の要否について疑義があると認められるものについては、都道府県知事に技術的な助言を求め、その結果に基づいて入院の要否を決定すること。 なお、この協議にあたっては精神病入院要否意見書のほか、精神病入院要否判定補助カード（様式第１０号）を整備のうえ、これを添付すること。

改　正　後	現　行
別紙第２号 他法関係 （４）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係 イ　被爆者については、原爆症以外の傷病（遺伝性疾病、先天性疾病、被爆時以前にかかった**精神疾患**及びC1、C2のう歯を除く。以下この項において同じ。）に関しても、同法第１８条第１項の規定により医療費の負担が行われるものであること。	別紙第２号 他法関係 （４）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係 イ　被爆者については、原爆症以外の傷病（遺伝性疾病、先天性疾病、被爆時以前にかかった**精神病**及びC1、C2のう歯を除く。以下この項において同じ。）に関しても、同法第１８条第１項の規定により医療費の負担が行われるものであること。

改正後

様式第10号

結核
精神疾患　入院要否判定補助カード

○○福祉事務所

ケース番号					
患者氏名	(明治　)	生活環境	住居の種類(　)　世帯人員(　) 部屋数(　)　畳数(　) その他	家族関係	

	傷病名及び入院、入院外別	受診期間	費用負担区分	精神疾患	
診療歴		年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月)			初診年月日 発病年月日 生活歴及び発病前状況等
結核	初診　年月日　主要症状発見　年月日 ツ反応陽転　年月日				現病歴

現住の医療			手術	
	年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　)	年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　)		年月(　) 年月(　) 年月(　) 年月(　)

回数	承認期間	承認方法	承認の条件等	結核審査協議会判定 精神鑑定 結果又は実地調査の結果
1	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
2	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
3	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
4	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
5	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)

現行

様式第10号

結核
精神病　入院要否判定補助カード

○○福祉事務所

ケース番号					
患者氏名	(明治　)	生活環境	住居の種類(　)　世帯人員(　) 部屋数(　)　畳数(　) その他	家族関係	

	傷病名及び入院、入院外別	受診期間	費用負担区分	精神病	
診療歴		年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月) 年月～年月(年か月)			初診年月日 発病年月日 生活歴及び発病前状況等
結核	初診　年月日　主要症状発見　年月日 ツ反応陽転　年月日				現病歴

現住の医療			手術	
	年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　)	年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　) 年月～年月(　)		年月(　) 年月(　) 年月(　) 年月(　)

回数	承認期間	承認方法	承認の条件等	結核審査協議会判定 精神鑑定 結果又は実地調査の結果
1	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
2	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
3	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
4	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)
5	年月日～年月日 (　か月)	1 福祉事務所長 2 医療扶助審議会等		(月日)

改　正　後

様式第１３号　　（裏　面）

(注意)

1　この意見書を提示した患者で(1新規)のものは新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者ですから診察料等を患者から徴収して下さい。

(2継続)のものは生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから診察料等を患者から徴収しないで下さい。

なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あて請求してください。

また、この場合、診察料等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返して下さい。

2　「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所からお願いしたときは、直近の臨床諸検査結果等を記入して下さい。

3　患者が診察(初診、再診、往診)又は検査だけを受けた場合には医療券が交付されませんので、この請求書によって直接福祉事務所長に請求して下さい。ただし、新規申請の場合は保護の決定を受けたものに限ります。

(記入要領)

1　この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停、廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入して下さい。ただし、結核性疾患及び精神疾患による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

2　診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合には「傷病名又は部位」欄には○○の疑いと記入して下さい。

3　「初診年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入して下さい。

4　「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1カ月間」にはこの意見書による診療日以降1カ月間に要する医療費概算額を、「(2)第2カ月目以降6カ月目まで」には、1カ月を超えて診療を必要とするものについて、第2カ月目以降6カ月目までに要する医療費概算額を記入し、(　)内に入院料を再掲して下さい。

なお、2継続で併の場合は記入する必要はありません。

5　この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象患者(以下「対象患者」という。)となる場合は、次のように記入して下さい。

(1)　「医療券要否意見書」の次に「(医科入院定額支払用)」と記入して下さい。

(2)　既に対象患者として入院している患者から、この意見書が提出された場合、「診療見込期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間　カ月　日間」と記入して下さい。

(3)　「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1カ月間」には入院時請求額を、「(2)第2カ月目以降6カ月目まで」には概算医療費の総額を記入して下さい。

6　※印欄は福祉事務所で記入します。

現　　行

様式第１３号　　（裏　面）

(注意)

1　この意見書を提示した患者で(1新規)のものは新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者ですから診察料等を患者から徴収して下さい。

(2継続)のものは生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから診察料等を患者から徴収しないで下さい。

なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あて請求してください。

また、この場合、診察料等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返して下さい。

2　「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所からお願いしたときは、直近の臨床諸検査結果等を記入して下さい。

3　患者が診察(初診、再診、往診)又は検査だけを受けた場合には医療券が交付されませんので、この請求書によって直接福祉事務所長に請求して下さい。ただし、新規申請の場合は保護の決定を受けたものに限ります。

(記入要領)

1　この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停、廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入して下さい。ただし、結核性疾患及び精神病の傷病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

2　診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合には「傷病名又は部位」欄には○○の疑いと記入して下さい。

3　「初診年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入して下さい。

4　「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1カ月間」にはこの意見書による診療日以降1カ月間に要する医療費概算額を、「(2)第2カ月目以降6カ月目まで」には、1カ月を超えて診療を必要とするものについて、第2カ月目以降6カ月目までに要する医療費概算額を記入し、(　)内に入院料を再掲して下さい。

なお、2継続で併の場合は記入する必要はありません。

5　この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象患者(以下「対象患者」という。)となる場合は、次のように記入して下さい。

(1)　「医療券要否意見書」の次に「(医科入院定額支払用)」と記入して下さい。

(2)　既に対象患者として入院している患者から、この意見書が提出された場合、「診療見込期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間　カ月　日間」と記入して下さい。

(3)　「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1カ月間」には入院時請求額を、「(2)第2カ月目以降6カ月目まで」には概算医療費の総額を記入して下さい。

6　※印欄は福祉事務所で記入します。

改 正 後

様式第16号

（表　面）

精神疾患入院要否意見書

※1 新規〔(1) 現在入院中 (2) その他〕　2 継続入院

※受理年月日	年　月　日

※指定医療機関名

※患者氏名	（男・女）	※生年月日	明治 大正 昭和　年　月　日生（満　歳）	
※居住地	都道府県	郡市区	町村区	
※※患者の職業		※※発病年月日	年　月　日	
現在の入院形態		当該入院年月日（入院形態）	年　月　日（　）	
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
指示 生活歴及び現病歴（精神科又は神経科受診歴等を含め記載すること。）			（陳述者氏名　　続柄　）	
現在の病状又は状態像				

現在の病状又は状態像：

I 抑うつ状態　1抑うつ気分　2内的不穏　3焦燥・興奮　4精神運動制止　5罪責感　6自殺念慮　7睡眠障害　8食欲障害又は体重減少　9その他（　）

II 躁状態　1高揚気分　2多弁・多動　3行為心迫　4思考奔逸　5易怒性・被刺激性亢進　6誇大性　7その他（　）

III 幻覚妄想状態　1幻覚　2妄想　3させられ体験　4思考形式の障害　5奇異な行為　6その他（　）

IV 精神運動興奮状態　1滅裂思考　2荒い表情・姿勢　3興奮状態　4その他（　）

V 昏迷状態　1無言　2無動・無反応　3拒絶・拒食　4その他（　）

VI 意識障害　1意識混濁　2（夜間）せん妄　3もうろう　4その他（　）

VII 知能障害　A精神遅滞　1軽度　2中等度　3重度　B痴呆　1全体的　2まだら（島状）　3仮性　4その他（　）

VIII 人格の病的状態　A人格障害　1妄想性　2衝動性　3演技性　4回避性　5その他（　）　B残遺性人格変化　1欠陥状態　2無関心　3無為　4その他（　）

IX その他　A性心理的障害　1フェティシズム　2サド・マゾヒズム　3小児愛　4その他（　）　B薬物依存　1覚醒剤　2有機溶剤　3睡眠薬　4その他（　）　Cアルコール症　Dその他（　）（　）

初回入院期間	昭和　年　月　日～昭和　年　月　日
前回入院期間	昭和　年　月　日～昭和　年　月　日
初回から前回までの入院回数	計　回
入院外医療が困難な理由	I 医療上の問題　1病識欠如（　）2病状不安定　3身体的合併症管理　4服薬管理　5その他（　）　II その他の問題　1家族の受入れが困難　2日常生活に指導を要する　3住居確保が困難　4その他（　）
過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要	I 悪化傾向　II 動揺傾向　III 不変　IV 改善傾向　特記事項（　）
過去6か月間の外泊の実績	I 1回　II 2回　III 3回以上　IV なし
現在の外出許可の状況	I 外出禁止　II 院内外出許可（単独　2他の患者同伴　3看護者、家族等同伴）　III 院外外出許可（単独　2他の患者同伴　3看護者、家族等同伴）

医学的総合判定		概算医療費	
判定	見込期間	1 今回診療日以降1カ月間	2 第2カ月目以降6カ月目まで
1 要入院医療……（　） 2 要入院外医療……（　） 3 医療不要		円	円

上記のとおり診療を（1要する　2要しないものと認めます。
福祉事務所長　殿　　平成　年　月　日
指定医療機関の所在地及び名称
院（所）長（担当医師）　㊞　㊞

※嘱託医（福祉事務所嘱託医）の意見
※本庁技術吏員の意見
※審議会の判定

（注意）
1 ※印の欄は福祉事務所が記入します。
2 ※※印の欄は継続入院となっている場合は記入の必要がありません。
3 この意見書の具体的記入要領及びこの患者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当すると認められた場合の取扱いは別途によって下さい。
4 概算医療費については、診療開始後6カ月に限り、「概算医療費」欄の「1 今回診療日以降1カ月間」にこの意見書による診療日以降1カ月間に要する医療費概算額を「2 第2カ月目以降6カ月目まで」に、1カ月を超えて診療を必要と認めるものについて、第2カ月目以降6カ月目までに要する医療費概算額を記入して下さい。

現 行

様式第16号

（表　面）

精神病入院要否意見書

※1 新規〔(1) 現在入院中 (2) その他〕　2 継続入院

※受理年月日	年　月　日

※指定医療機関名

※患者氏名	（男・女）	※生年月日	明治 大正 昭和　年　月　日生（満　歳）	
※居住地	都道府県	郡市区	町村区	
※※患者の職業		※※発病年月日	年　月　日	
現在の入院形態		当該入院年月日（入院形態）	年　月　日（　）	
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
指示 生活歴及び現病歴（精神科又は神経科受診歴等を含め記載すること。）			（陳述者氏名　　続柄　）	
現在の病状又は状態像				

現在の病状又は状態像：

I 抑うつ状態　1抑うつ気分　2内的不穏　3焦燥・興奮　4精神運動制止　5罪責感　6自殺念慮　7睡眠障害　8食欲障害又は体重減少　9その他（　）

II 躁状態　1高揚気分　2多弁・多動　3行為心迫　4思考奔逸　5易怒性・被刺激性亢進　6誇大性　7その他（　）

III 幻覚妄想状態　1幻覚　2妄想　3させられ体験　4思考形式の障害　5奇異な行為　6その他（　）

IV 精神運動興奮状態　1滅裂思考　2荒い表情・姿勢　3興奮状態　4その他（　）

V 昏迷状態　1無言　2無動・無反応　3拒絶・拒食　4その他（　）

VI 意識障害　1意識混濁　2（夜間）せん妄　3もうろう　4その他（　）

VII 知能障害　A精神遅滞　1軽度　2中等度　3重度　B痴呆　1全体的　2まだら（島状）　3仮性　4その他（　）

VIII 人格の病的状態　A人格障害　1妄想性　2衝動性　3演技性　4回避性　5その他（　）　B残遺性人格変化　1欠陥状態　2無関心　3無為　4その他（　）

IX その他　A性心理的障害　1フェティシズム　2サド・マゾヒズム　3小児愛　4その他（　）　B薬物依存　1覚醒剤　2有機溶剤　3睡眠薬　4その他（　）　Cアルコール症　Dその他（　）（　）

初回入院期間	昭和　年　月　日～昭和　年　月　日
前回入院期間	昭和　年　月　日～昭和　年　月　日
初回から前回までの入院回数	計　回
入院外医療が困難な理由	I 医療上の問題　1病識欠如（　）2病状不安定　3身体的合併症管理　4服薬管理　5その他（　）　II その他の問題　1家族の受入れが困難　2日常生活に指導を要する　3住居確保が困難　4その他（　）
過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要	I 悪化傾向　II 動揺傾向　III 不変　IV 改善傾向　特記事項（　）
過去6か月間の外泊の実績	I 1回　II 2回　III 3回以上　IV なし
現在の外出許可の状況	I 外出禁止　II 院内外出許可（単独　2他の患者同伴　3看護者、家族等同伴）　III 院外外出許可（単独　2他の患者同伴　3看護者、家族等同伴）

医学的総合判定		概算医療費	
判定	見込期間	1 今回診療日以降1カ月間	2 第2カ月目以降6カ月目まで
1 要入院医療……（　） 2 要入院外医療……（　） 3 医療不要		円	円

上記のとおり診療を（1要する　2要しないものと認めます。
福祉事務所長　殿　　平成　年　月　日
指定医療機関の所在地及び名称
院（所）長（担当医師）　㊞　㊞

※嘱託医（福祉事務所嘱託医）の意見
※本庁技術吏員の意見
※審議会の判定

（注意）
1 ※印の欄は福祉事務所が記入します。
2 ※※印の欄は継続入院となっている場合は記入の必要がありません。
3 この意見書の具体的記入要領及びこの患者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の措置入院の要件に該当すると認められた場合の取扱いは別途によって下さい。
4 概算医療費については、診療開始後6カ月に限り、「概算医療費」欄の「1 今回診療日以降1カ月間」にこの意見書による診療日以降1カ月間に要する医療費概算額を「2 第2カ月目以降6カ月目まで」に、1カ月を超えて診療を必要と認めるものについて、第2カ月目以降6カ月目までに要する医療費概算額を記入して下さい。

写

社援保発第0328001号
平成１５年３月２８日

各　都道府県
　　指定都市　民生主管部（局）長　殿
　　中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」
の一部改正等について（通知）

今般、「「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について」（平成１５年３月２８日社援発第0328010号厚生労働省社会・援護局長通知）の適用に伴い、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和４８年５月１日社保第８７号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、併せて、「精神保健法第３２条に規定する通院医療費の公費負担申請に要する意見書料等の取扱いについて」（昭和４０年１２月１０日社保第４７８号厚生省社会局保護課長通知）を廃止し、平成１５年４月１日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。